

# 令和6年度 松恵子どもひろばの利用について

## ○申込期間



令和6年2月1日以降、随時入会の申請受付を行います。

利用を希望する月の前月の20日（土日祝日の場合はその前日）までに申し込んでください。

## ○提出書類

- ① 令和6年度松恵子どもひろば入会申込書
- ② 恵庭市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書※

※継続利用の申込みで、令和5年度と同じ口座から引き落としを希望する場合は不要

**注意** 初めて利用申し込みする場合で、以下の基準日において恵庭市に住民票がない方は、次の書類の提出が必要になります。

入会する月	基準日	必要な提出書類
令和6年4月～8月	令和5年1月1日	令和5年度所得・課税証明書
令和6年9月～令和7年3月	令和6年1月1日	令和6年度所得・課税証明書

※令和〇年度所得・課税証明書は、基準日に住民票のあった市町村（税務担当課）に請求してください。「令和〇年度市民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書」または「令和〇年度市民税・道民税納税通知書」（どちらも写し可）の提出でも構いません。

## ○申込書類提出先

松恵子どもひろば又は子ども政策課窓口（市役所2階⑳番窓口）

## ○問い合わせ先

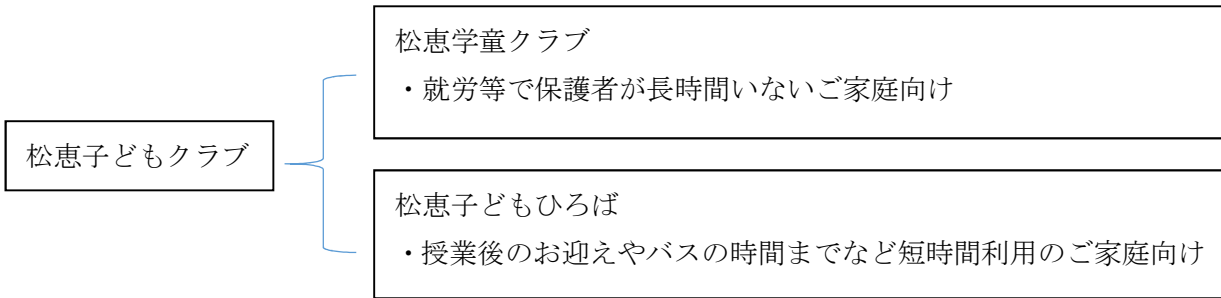
松恵子どもひろば 080-7333-2634

市役所子ども政策課 0123-33-3131（内線1236・1237）



## 松恵子どもひろばについて

松恵子どもクラブでは、学童クラブ機能のほか、有料の子どもひろば機能があり、保護者の働き方や利用の仕方に合わせて、それぞれのご家庭に選択していただきます。



◎長期休業期間など、学童クラブと子どもひろば間で異動する際は、1か月単位での申請をお願いします。※異動を希望するたびに、申請書の提出が必要です。

4月1日～6月30日 ひろば  
7月1日～8月31日 学童クラブ  
9月1日～ ひろば 等



## 開設日及び開設時間

月曜日から金曜日（学校休業日を除く）

児童の下校時から小学生の帰宅時間の30分前まで

※ただし、10月から1月については、最大16時15分まで

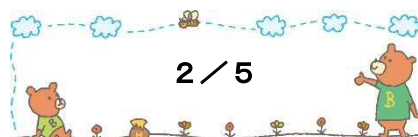
## 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

その他学校休業日（夏季・秋季・冬季・年度末休業等含む）

## 昼食

学校で給食のない日は、各自お弁当をご用意ください。



松恵子どもひろば利用料について

・利用時間 1 時間につき 1 0 0 円

※月合計の利用時間が 1 分～1 時間が 1 0 0 円  
1 時間 1 分～2 時間が 2 0 0 円



と計算されます。

ただし、下記の表のとおり世帯ごとに上限額が設定されます。

区分	ひろば利用料の額		
	1 人利用	2 人利用	3 人利用
(1) 多子世帯 (同一世帯で利用者が 2 人以上いる世帯) ( (2) ~ (4) まで以外の世帯 )	上限 4, 5 0 0 円	上限 6, 8 0 0 円	上限 9, 1 0 0 円
(2) 生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
(3) - 1 市民税非課税世帯	上限 2, 3 0 0 円	上限 3, 5 0 0 円	上限 4, 7 0 0 円
(3) - 2 ひとり親世帯	0 円	0 円	0 円
(4) 市民税の均等割のみが課税されている世帯	上限 3, 4 0 0 円	上限 5, 1 0 0 円	上限 6, 8 0 0 円
(5) その他市長が特別のひろば利用料とする必要があると認めた世帯	市長が別に定める額		

届出口座より振替 (引き落とし) します。振替日は、翌月末日 (1 1 月分のみ 1 2 月 2 5 日。振替日が各金融機関の非営業日の場合は、翌営業日) です。

例：2 人兄弟が利用する課税世帯の場合

⇒ 4 月に兄が 3 5 時間、弟が 4 5 時間の合計 8 0 時間利用

⇒ 5 月末に指定口座より上限額の 6, 8 0 0 円振替いたします。



## 利用時間の管理について

入退室管理システムの「入退くん」を利用します。

松恵子どもひろばでラミネートしたバーコード付のカードを用意していますので、児童が入室する時と退室する時に、指導員の指示に従って読み取りを行ってまいります。また、バーコード付のカードは退室後も松恵子どもひろばで保管させていただきます。

## 各種届出

次のいずれかに該当する場合は、速やかに各書類を提出してください。

書類は松恵子どもひろば、市役所子ども政策課⑩番窓口で配布しています。

事由	提出書類
住所など、入会申込書の記載内容に変更が生じた場合	松恵子どもひろば利用者変更届出書 ※その他、変更事項(住所や世帯の状況等)により必要な書類を提出していただきます。
利用を中止する場合	松恵子どもひろば利用中止届出書

## 松恵子どもひろばの開設時間と帰宅時間

①松恵子どもひろばの閉まる時間までにお迎えをお願いします。

松恵子どもひろばの開設時間（令和6年度）

4月～8月 ⇒ 17時30分まで

9月 ⇒ 16時30分まで

10月～1月 ⇒ 原則16時00分まで（※最大16時15分まで）

※松恵子どもひろばは、原則愛の鐘の30分前までの開設ですが、10月～1月はお迎えの時間を考慮して最大16時15分までとしています。可能な限り16時までのお迎えにご協力ください。

2月～3月 ⇒ 16時30分まで

②ひとり帰りする場合は、愛の鐘が鳴るまでに自宅に着く時間までの利用となります。

例：10月で自宅まで30分かかる児童の場合

⇒最大15時30分までの利用となります。



## 欠席する場合

欠席する場合は、必ず事前に出欠表等で松恵子どもひろばに連絡してください。



## スポーツ安全保険

スポーツ安全保険は必ず加入していただきます。事故等があった場合は、その補償の範囲内での対応となります。

## 小学校の集団下校・臨時休校等の場合

### 【インフルエンザ等による臨時休校等の場合】

風邪やインフルエンザ等により学校・学年・学級閉鎖となった場合は、その学校・学年・学級の児童については登会できません。

### 【その他天候等による集団下校・臨時休校等の場合】

状況により開設等対応を判断します。

## その他

- ① 持ち物には全て名前を記入してください。
- ② 貴重品の持ち込みはできません。
- ③ 松恵子どもひろばから習い事などに行った場合、その日の再登会はできません。
- ④ 自転車での登会はできません。
- ⑤ 松恵子どもひろばでは、指導員が児童に薬を飲ませる、塗るなどの行為は行えません。
- ⑥ ひとり帰りの際は、通学路を通過して帰宅しましょう。



### 問い合わせ先

恵庭市子ども未来部子ども政策課（市役所⑩番窓口）

（住所） 〒061-1498 恵庭市京町1番地

（電話） 0123-33-3131 内線 1236・1237

（FAX） 0123-33-3137

